

## 学習と交流の3日間

### 4年ぶりに開催！ 第17回港湾労働セミナー

全国港湾第17回港湾労働セミナーは、6月18日から20日にかけて、豊橋市「ホテルシーパレスリゾート」において、各単組、地区港湾から64名の参加と、講師・役員・実行委員を含め、総勢81名で開催された。セミナーは4回の講座を聴講し、途中に講座ごとの分科会、レクリエーションを挟み、最後に分科会ごとのまとめ、全参加者による感想文を提出し、港湾労働を全力で学ぶ意義のある3日間となった。

次世代の組合活動家育成 立ち上げて開催にあたることを目的とした港湾労働セミナーは、新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類へ引き下げられ、中央執行委員会では、真島中央執行委員長より「皆さんには何か一つでも学んで持ち帰ってほしい。4年ぶりに開催する」とを決定し、開催規模、運営方法など、実行委員会を

称して、軍事強化に走っている。戦後の専守防衛の理論は踏みにじられ、攻め込まれる前に攻めるといった考え方に変わりつつある。労働組合として戦争という過去の歴史を繰り返してはならないなど、今の港湾が軍事強化に利用されようとしていることへの懸念を述べられた。

また、24港湾春闘について「世間相場は5%以上を勝ち取ったが、果たして港湾はどうだったのか。港湾産別において、職種によって賃金に格差があつてはいけない、そのことを胸に刻み、みんなが頑張っていく」と訴えた。

第1講座では、玉田書記長より「産別運動と産別協定」についての講義を受けた。講義では港の兵站基地化に反対するために1月1回ではあるが、新橋駅前行動を取り組んでいる。胸を張って平和を訴えていく」と呼びかけで始まり、労働組合、産別労働組合を考える必要性や宝物と言え「産別協定」を如何に理解し、どう使うかに、あるべき



第2講座では、「港湾労働政策研究所」主任研究員である、岡山大学の津守貴之教授から講義を受けた。講義では、日本の港湾をめぐる世界的な環境の変化など、具体的な症状を指摘しながら、わかりやすい説明があつた。

そのうえで、全国港湾が今後どういった対応、どの方向へすすんでいくべきかの具体的な提言があつた。一つ目は、魅力ある港湾労働の実現のために業界秩序の再構築の必要性、二つ目が、事前協議制度の再構築、三つ目は、熟練港湾労働者育成体制の整備、四つ目が技術革新への対応能力の創出と強化、という将来を見据えての提言だった。

2日目の第3講座では、ITF東京事務所の瀧勝次代表から、①「行政交渉の回答からどう運動を作るか」、②「AIターミナル(RTG・自動化)の検証」、③「港湾の開発等基本方針(略称)の一部改正」について



この講義を受けた。①では、24春闘の港湾政策並びに港湾労働の申し込大会」を行った。最初は互い遠慮しがちな場面もあったが、慣れない座学から解放され、次第にチーム内での打ち解け合いと気あいあいな雰囲気が醸成されていった。最後にはそれぞれの話が絶えぬ事なく、非常に良い交流の場であった。表彰式を兼ねた夕食の懇親会では、チームごとに食事を楽しみながら、我々が対峙しな



7月11日(木)〜12日(金)の二日間にかけて神戸ホテルフールツフラワーにて昨年より再開された西日本4港交流会を開催した。小雨の降る中での開催にも関わらず来賓・神戸港湾・大阪労働・関門港湾・博多港湾・四国港湾と合わせ54名の方々が集結された。

飛田事務局長代理の司会進行のもと、主催者代表挨拶として吉岡神戸港湾議長より挨拶をいただき、学習討論会がスタートした。

ふりかえって」との内容でお話しいただき今春闘の認識を参加者全員で深めることができた。

後半部は各港の事務局長より24春闘の活動と地区での取り組み報告がされた。盛りだくさんの内容というところもあり予定されていた時間内では取らず、続きは18時から行われた懇親会にてバーベキューを囲みながら大いに語り合い、交流を深めあつて終了した。

(神戸港湾・西澤事務局長)

## 4港の仲間と理解を深める！

### 西日本4港交流会

交流会を開催した。小雨の降る中での開催にも関わらず来賓・神戸港湾・大阪労働・関門港湾・博多港湾・四国港湾と合わせ54名の方々が集結された。

飛田事務局長代理の司会進行のもと、主催者代表挨拶として吉岡神戸港湾議長より挨拶をいただき、学習討論会がスタートした。

午後からは、レクリエーションとして「ボウリング大会」を行った。最初は互い遠慮しがちな場面もあったが、慣れない座学から解放され、次第にチーム内での打ち解け合いと気あいあいな雰囲気が醸成されていった。最後にはそれぞれの話が絶えぬ事なく、非常に良い交流の場であった。表彰式を兼ねた夕食の懇親会では、チームごとに食事を楽しみながら、我々が対峙しな

最後に、玉田書記長の団結カンパロー三島にて第17回全国港湾労働セミナーを成功裏に終了した。(関連2・3面)



カスマー  
ハラスメント  
いわゆる「カ  
スマー」への  
対策に向けた  
法規制が進め  
られている。

現在、各々利用者からの度を超えたクレーム、迷惑行為が深刻化している。数時間に及ぶ拘束や土下座の強要、脅迫、SNSでの実名を挙げた中傷、暴力行為もある。流通、サービス、交通、介護、公務などの労働組、野党が早くから対策を訴えていた。厚生労働省が5月に発表した調査結果では、過去3年間で従業員から相談を受けた企業は28%もあつた。与党もこのほど、事業主に対応を義務付ける法整備を提言し、岸田首相も検討を国会で表明した。一方、労働組合は、ハラスメント(嫌がらせ)を包括的に禁じる法規制を求めている。5年前に採択された国際労働機関(ILO)190号条約の批准に必要な水準だ。ただ、国内での理解はまだ乏しく、当面は、パワハラと同様、相談体制の整備や管理者教育などの防止措置を事業主に義務付ける法規制になる見通しとなっている。カスマー対策に伴う法規制での課題では、規制によって正当なクレームを抑制することにならないようにすることが必要となる。その点を配慮しながら、労働者の心身を壊す不合理なハラスメントを根絶するための一歩を踏み出すことが求められる。